



夜ノ森駅 ツツジ植栽(2010年3月27日撮影)

福島県借上げ住宅の供与が終了します

現在の借上げ住宅制度が、令和2年3月で終了します。借上げ住宅としての使用を終了する際は「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要です。ご不明な点は担当までお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】

郡山支所	住宅支援係	☎024-983-9021
いわき支所	住宅支援係	☎0246-88-1987
住民課	生活支援係	☎0240-22-2111

福島県家賃等支援事業が終了します

福島県は、民間賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住することを余儀なくされている世帯を対象とした家賃等の助成支援事業を実施しています。

今年3月で応急仮設住宅の供与が終了することに伴い、家賃等支援事業の助成も令和2年3月分をもって終了となります。

なお、令和元年度助成金(令和2年3月分まで)の申請受付期限が、令和2年3月31日から令和2年9月30日までとなりましたので、あわせてお知らせします。

【助成対象世帯】

- ①東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住している世帯
- ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等(公営住宅も含む)へ移転した世帯
※平成31年4月以降に応急仮設住宅等の退去が決定した方は対象となりません。

【助成金の額】

助成金の上限額は、次のとおりです。

- ①賃貸住宅等1戸につき、入居者4人までが月6万円、5人以上は月9万円

※平成31年3月分助成額がこれを下回る場合は、その助成月額まで。

- ②応急仮設住宅に係る超過分の家賃負担額は、支援対象外

※申請書の書き方や提出書類等でご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒福島県家賃等支援事務センター
☎0120-900-775

空き家・空き地バンクを終了します

町は、町内の空き家・空き地の有効活用を支援するため、平成29年度から「空き家・空き地バンク」事業を行ってまいりましたが、町内での不動産取扱事業者の事業再開が進み、「空き家・空き地バンク」の物件登録希望者も減少していることから、令和2年3月末をもって「空き家・空き地バンク」事業を終了することとしました。

今後、空き家や空き地の売買・賃借についてお考えの方は、町内の不動産取扱事業者へご相談ください。また、町は空き家の利活用を検討するため、令和2年度に空き家の実態調査を行う予定ですので、皆さまのご協力をお願いします。

町内不動産取扱事業者(五十音順)

事業者名	連絡先
株式会社 いわき土地建物	☎0240-23-7525
有限会社 シティハウジング	☎0240-22-8212
有限会社 日東建設	☎0240-22-5511
ネクストエステート	☎0240-23-6735
福双エステート 株式会社	☎0240-23-6296
株式会社 ホームキャリア 一級建築士事務所	☎0240-22-6420

※上記以外の不動産取扱事業者については以下のホームページをご参照ください。

公益社団法人福島県宅地建物取引業協会 URL: <http://www.fukushima-takken.com/>

☎企画課 企画政策係

特定用途建築物基本計画と説明会についてのお知らせ

特定用途建築物(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、寄宿舍、共同住宅、その他規則で定める建築物)の基本計画書が提出されましたので、次のとおり説明会を行います。

集合住宅 建築工事

所在	富岡町大字本岡字本町85
用途	長屋(業種:不動産賃貸業)
規模	地上2階 6住戸 高さ7.416m 延べ床面積289.89㎡
工事期間	令和2年2月~令和2年6月 完成予定
建築主	いわき市小名浜玉川町南15-16 鈴木 幹洋

説明会 【日時】 3月26日(木) 13:30~14:30
 【場所】 富岡町文化交流センター学びの森 2階第1研修室
 【問合わせ】 設計者(建築主代理人) 大東建託(株)
 ☎0246-24-3621 担当:市村 ※土日祝日定休

◇特定用途建築物に関する条例は、下記URLからご覧ください。

【富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例施行規則】

http://public.joureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001292.htm

☎都市整備課

医療費一部負担金等の免除期間を延長

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、令和2年3月1日以降の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の医療費に係る一部負担金の免除措置が、令和2年7月31日まで延長となりました。免除証明書は2月18日に簡易書留で発送しましたので、対象となる方はご確認ください。

なお、「平成30年分所得が600万円を超える上位所得世帯(帰還困難区域の世帯を除く)」並びに「平成30年分住民税未申告者がいる世帯(後期高齢者を除く)」は免除の対象になりません。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災を受けていない方が転入により世帯を形成しても、免除の対象になりませんのでご注意ください。

免除対象者	免除期間
平成30年分の所得が600万円以下の世帯 または、帰還困難区域の世帯	令和2年7月31日まで免除継続

※国保加入の住民税未申告者がいる世帯には免除証明書を送付していませんが、申告により国保加入者の合計所得が600万円以下となる場合は、免除対象となります。

※お勤め先の健康保険等に加入されている方は、勤務先または保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

※国民健康保険の一部負担金等免除証明書が届いた方で、既に勤務先の健康保険等に加入されている方は、「国民健康保険被保険者証」と「国民健康保険一部負担金等免除証明書」は使用できません。必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。なお、使用した場合は町が負担した医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

☎健康づくり課 国民年金係

介護サービス利用者負担等の免除期間を延長

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、令和2年3月1日以降の介護サービス利用者負担等の免除措置が、一部の方(転入者や避難指示解除された区域の上位所得者)を除き令和2年7月31日まで延長となりました。

免除認定票は、2月21日に簡易書留で発送しましたので、対象となる方はご確認ください。

免除区分	免除期間
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年分の所得が633万円以上の上位所得者 ※帰還困難区域を除く 転入者の一部 ※東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災を受けていない方 	免除無し
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年分の所得が633万円未満の方 帰還困難区域の方 	令和2年7月31日まで免除継続

☎福祉課 介護保険係

福島財務事務所「出前講座」のご案内

財務省福島財務事務所は、「おこづかい帳をつけよう」「金融犯罪(なりすまし詐欺等)被害防止」「日本の財政を考えよう」など、小学生から高齢者の皆さまを対象に出前講座を行っております。費用はかかりませんので、お気軽にお問い合わせください。

☎財務省福島財務事務所 総務課 ☎024-535-0301

NEXCO 東日本からのお知らせ

高速道路の無料措置期間が、令和3年3月21日まで延長されます。これに伴い、令和2年4月1日から使用できる新しいふるさと帰還通行カードがNEXCO東日本から郵送されますので、お手元に届きましたら新しいカードをご利用ください。

なお、現在のカードは、令和2年4月1日以降使用できなくなりますのでご注意ください。

〒NEXCO東日本お客さまセンター
☎0570-024-024



マイナンバーカード、電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限の3か月前頃から、**更新手続きの対象となる方に「青い封筒で有効期限通知書」が届きます。**

有効期限を過ぎると、本人確認書類として使用できなくなり、電子証明書の有効期限を過ぎるとコンビニでの住民票等証明書交付サービスの利用ができなくなります。

【マイナンバーカードの有効期限】

- マイナンバーカードの有効期限は**券面の表側に印字**されています。
- 外国人の方は在留資格等によって変わります。



マイナンバーカードの有効期限はこちらに記載されています。

【電子証明書の有効期限】

- 電子証明書の有効期限は、**マイナンバーカード発行の日から5回目の誕生日**になります。

【更新手続きについて】

必要書類

- ご本人のマイナンバーカード
- 有効期限通知書
- 本人確認書類

手続きには、交付の際に設定した暗証番号が必要です。暗証番号を忘れてしまった場合は再設定をしていただきます。
※詳しくは、有効期限通知書に同封のパンフレットをご覧ください
ただくか、住民課までお電話ください。

更新手続き及びマイナンバーカード関係の手続きは予約制です

マイナンバーカード手続き 予約電話番号

☎0240-22-2111 住民課マイナンバー係まで

富岡町役場窓口で手続きをされる場合は、窓口混雑緩和のため、事前予約をお願いします。

【予約受付日】 平日8:30から16:30まで(土日祝日は除きます)

祝日・休日の家庭ごみ受け入れ日について

南部衛生センターは、平日の受け入れに加え、次の日程で家庭ごみの受け入れを行います。
なお、事業者及び帰還困難区域内からのごみは受け入れできませんので、ご理解とご協力をお願いします。

受入日	備考	受入日	備考
4月29日(水)	昭和の日	10月18日(日)	
5月6日(水)	こどもの日振替休日	11月23日(月)	勤労感謝の日
6月21日(日)		12月20日(日)	
7月23日(木)	海の日	1月11日(月)	成人の日
8月10日(月)	山の日	2月11日(木)	建国記念の日
9月22日(火)	秋分の日	3月21日(日)	

【受入時間】 8:30~11:30

〒南部衛生センター
☎0240-25-4609

マイナポイントを活用した消費活性化策を実施

令和2年9月から、総務省の施策として「マイナポイント」を活用した消費活性化策が実施されます。これは、マイナンバーカードをお持ちの方がキャッシュレス決済サービスにプレミアムポイントが付与されるもので、マイナポイントを利用するには、**マイナンバーカードの取得とマイナポイントの予約**が必要です。このマイキーIDの設定を、富岡町役場窓口でお手伝いします。

◇マイキーID設定の窓口と利用日時

- 【場 所】 住民課または、いわき支所、郡山支所
- 【日 時】 8:30~17:00(平日のみ)
- 【期 間】 令和3年3月31日(水)まで
- 【そ の 他】
 - 窓口は混み合うことが想定されますので、**事前予約制**とさせていただきます。
予約電話番号 ☎0240-22-2111(住民課マイナンバー係)
 - お越しの際は、①ご自身のマイナンバーカード ②4ケタの暗証番号 をご持参ください。
 - マイキーID設定は、ご自宅でもパソコンとカードリーダーまたは、対応スマートフォンとアプリを利用して設定できます。
詳しくは「マイキープラットフォーム」のホームページをご覧ください。
(URL: <http://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010>)

〒住民課 住民係

広報とみおかは、皆さんの掲示板

広報とみおかでは、行政区の総会や交流会、同窓会などのご案内を掲載します。紙面編集の関係により、掲載を希望される場合は広報発行日(毎月第1、第3金曜日)のおおむね50日前までにご連絡ください。また、会合での集合写真なども掲載させていただきますので、お気軽にご相談ください。

〒企画課 広聴広報係



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広聴広報係
〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字王家622-1
TEL: 0240-22-2111 FAX: 0240-22-0899

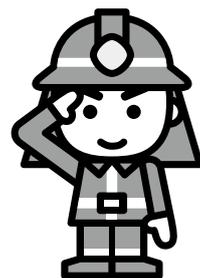
富岡町公式ホームページ <https://www.tomiooka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/Tomiokamachi/>
どっぴー公式フェイスブック <https://www.facebook.com/tomippy/>
Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までにお送りください。

消防署からのお知らせ

3月1日～3月7日 春季全国火災予防運動実施中!

★墓地での火災に注意しましょう!

強風や空気が乾燥する日が多く、
火災が発生しやすくなっております。
お墓参りでは、次の注意点を守り、
火災を出さないようご協力をお願いします!



- 墓掃除で出たゴミや刈り草などは焼却しない。
- 風の強い日は、お線香に火を付けるのは、控えてください。

★住宅用火災警報器の確認はしていますか?

- ボタンを押す、または紐を引いて音声が出れば正常です。



音声が出ない場合は、**電池切れ**もしくは**機器の故障**です。

※古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、取り替えの目安は、10年となっています。

火事と救急は119番

浪江消防署 0240-34-4111
富岡消防署 0240-22-2119



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。